

## 八千代市上下水道局熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

### (目的)

第1条 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。

### (試行対象工事)

第2条 八千代市上下水道局が発注する工事（単価契約を除く）で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものを試行対象工事とする。

- (1) 国土交通省土木工事標準積算基準書及び水道事業実務必携等を基に予定価格を設定し発注する工事で、主たる工種が屋外作業であるもの。ただし、電気通信設備工事等において、主たる工種が屋内作業の場合であっても、空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は、試行対象工事とする。
- (2) 契約方法が入札及び随意契約による経営企画課契約であり、令和4年4月1日以降に契約した工事

### (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に定める使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 真夏日 日最高気温が30度(°C)以上の日、または暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上の日とする。(夜間工事の場合は、作業時間帯の最高値で判断する。)ただし、令和5年3月31日までの期間に新型コロナウイルス対策(マスクの着用等)と熱中症対策に同時に取り組んだ場合、その期間においては日最高気温が28度(°C)以上の日を特例的に「真夏日」とする。(暑さ指数(WBGT)の変更はない。)
- (2) 現場着手日 現場事務所設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等、現場での作業を開始した日をいう。
- (3) 現場施工最終日 現場事務所の撤去、現場の清掃完了、工事看板の撤去等、現場において全ての作業が完了した日をいう。
- (4) 対象期間 現場着手日から現場施工最終日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (5) 基準日 受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は現場着手日を基本とする。当該「基準日」より現場施工最終日までの対象期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。
- (6) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率}^{\ast 1} = \text{基準日から現場施工最終日までの真夏日} \div \text{対象期間}$$

※1 真夏日率は、小数第2位止め(3位四捨五入)とする。

### (真夏日計測及び真夏日率算出方法)

第4条 真夏日の計測及び真夏日率の算出方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 真夏日の計測方法
  - ア 本試行にあたっては、下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。
    - (ア) 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の場合  
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点(船橋または佐倉)の暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上となる日を、真夏日とみなす。
    - (イ) 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(°C)以上の場合  
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所(船橋または佐倉)の気温が30度(°C)以上の日を、真夏日とする。

(ウ) 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の場合

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上、または暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上の場合、真夏日とする。

イ 休工日においては、上記(ア)～(ウ)に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

(2) 真夏日率の算出方法 上記計測方法により真夏日を計上し、真夏日率を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(積算方法)

第5条 現場管理費の補正は、以下の式の通り補正値を算出し、現場管理費率に加算することで行う。

なお、補正は変更契約において行う。ただし、「緊急工事の場合」と重複する場合においても、補正値は最高2%とする。

現場管理費 = 対象純工事費 × (( 現場管理費率 × 補正係数<sup>※1</sup>) + 補正値<sup>※2</sup>)

※1 国土交通省土木工事標準積算基準書及び水道事業実務必携等における「地域補正の補正係数」をさす。

※2 「補正値(%) = 真夏日率 × 1.2<sup>※3</sup>」とし、補正値(%)は小数第2位止め(3位四捨五入)とする。

※3 真夏日補正係数：1.2

(実施方法)

第6条 本試行の実施方法は、次の各号によるものとする。

(1) 発注者は、本要領が適用される旨を別紙のとおり特記仕様書に記載するものとする。ただし、特記仕様書に本要領の対象工事である旨の記載がないものについては、発注者から対象となる旨の通知があり、受注者が希望する場合は、工事打合せ簿により監督職員と協議を行い、本要領を適用できるものとする。

(2) 本試行の実施の有無については、契約後速やかに、工事打合せ簿により監督職員と協議を行い、決定するものとする。

(3) 受注者は、施工計画書に真夏日の確認を行う気象庁地上気象観測所及び環境省が公表している暑さ指数(WBGT)観測地点(船橋または佐倉)をそれぞれ記載するものとする。

(4) 受注者は、現場作業終了後速やかに真夏日の集計を行い、工事打合せ簿により真夏日率と算定根拠となる気象庁ホームページまたは環境省ホームページの観測結果の資料、真夏日日数集計表及び熱中症対策実施報告書を添付し、監督職員に真夏日の計測結果を報告するものとする。ただし、変更契約の手続きに時間を要することから、計測結果の報告は原則として工期の末日の30日前までに行うものとする。なお、計測結果の報告日までに現場施工最終日を迎えておらず、現場施工最終日までを対象期間とすることが困難な場合は、発注者と受注者の協議により、別途定めた日を現場施工最終日とみなすことができるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 特記仕様書記載例

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「八千代市上下水道局熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。
- 4 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所及び環境省が公表している暑さ指数(WBGT)観測地点は〇〇とする。